

平成19年5月25日（金）

国土交通省11階特別会議室

社会資本整備審議会
都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
第7回下水道小委員会

議事録

国 土 交 通 省

出席者：松尾委員長、三井委員、井出委員、櫻井委員、虫明委員、岸井臨時委員、
大久保専門委員、田村専門委員、花木専門委員
中島都市・地域整備局長、江藤下水道部長、清水総務課長、榊田企画課長、
青木下水道企画課長、松井下水道事業課長、清水流域管理官 他

○事務局 大変長らくお待たせいたしました。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 第7回下水道小委員会を開催させていただきます。

私は事務局として進行を務めさせていただきます、国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課長の青木でございます。よろしくお願いいたします。

本日ご出席いただきました委員の方々は、12名中9名でございまして、本委員会の議事運営に定めます定足数を満たしておりますことを、まず、ご報告申し上げます。

本日の配付資料でございますが、お手元に配付資料一覧表とともに一式をお配りしてございます。参考資料として、前回の議事録をお配りしておりますが、前回、ご出席いただいた委員の方々には、事前にお目通しをいただいておりますので、これを公表させていただきたいと考えておりますけれども、特に、お気づきの点がございましたら、委員会終了時に事務局までお申し出ください。

なお、本来であれば、本日ご出席の委員の皆様をご紹介すべきところでございますが、討議の時間を十分にとらせていただきたいと存じますので、大変恐縮ではございますけれども、お手元の委員名簿及び配席図をもってご紹介にかえさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

また、都市・地域整備局長につきましては、都合によりおくれて参加させていただく予定となっておりますので、ご了承願います。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。これからの進行は委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長 皆さん、どうもお忙しいところありがとうございます。この会議室は非常に大きくて、多分、マイクを使っていただかないと声が通りにくいかもしれませんけれども、その辺もよろしくご協力いただきたいと思います。

それでは、議事に従って進めてまいりますけれども、議事録につきましては、先ほど事務局からご説明がありましたように、既に見ていただいていると思いますけれども、お気

づきの点があれば、帰りまでに申し出ていただきたいと思います。

それでは、本日の議題のほうに入りますが、議題は「新しい時代における下水道のあり方について」と題する小委員会の報告案をご審議いただきたいということであり、この件は3月にあったこの委員会で、忌憚のないご意見をいろいろいただいたものを事務局でまとめていただいたものです。本日は、これをご説明いただいて、報告書としてよくするためのご審議をいただければありがたいと考えます。そういうことで進めたいと思います。

それでは、事務局のほうからこの資料2-2について、ご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 下水道事業課長の松井と申します。4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

資料2-2に入る前に、資料2-1に目次用のペーパーがございます。この目次と同じ趣旨で、参考資料3、このカラー刷りのものがあると思います。こちらで全体の構成を少しご説明したいと思います。全体の構成は、最初に基本的な課題認識として、現下の下水道整備上の課題、ストック管理の面で見えた課題、いわば、やり残している課題と直面しつつある課題で整理しています。もう2つ、3つ目の整理は、人口減少に伴う課題、新たに環境問題化しつつある課題ということで、計4つの分類をした上で、基本的課題認識を第2章で提案してございます。

これらの課題分析を踏まえまして、第3章にこれからの下水道政策の基本的な考え方という項目を起こしてございます。前回と違いますのは、ここで最初に下水道政策転換の方向性というものを明らかにさせていただいてございます。後ほどご説明いたしますが、結論から申し上げますと、「安全・環境の重視」と「管理・経営の重視」という2つの視点、最初に課題を踏まえて、政策転換の方向性を明示して、それを踏まえてこれからの下水道の役割を再整理しています。黄色い枠に、重点計画の重要項目を参考にしながら、安心・安全、良好な環境の創造、快適で活力ある暮らしで役割の再整理を行っています。

下のほうにいきますと、そういう役割があって、施策展開をするわけでございますが、事業の進め方に重要な視点の変更がございますので、5つの項目の視点をここで掲げてございます。多様な主体の参加と協働に始まりまして5つの視点。こういうことを加味しながら施策展開をしていくこととしています。具体的な施策は第4章でご説明申し上げたいと思います。

第4章は、安全なり環境なり暮らし・活力なりのそれぞれの大きなテーマごとに、上のほうからいきますと、浸水被害の軽減等々いろいろ、全部で8つの分類ごとの施策を並べてございます。そして、それらを実現するために事業の継続性ということで、下のほうの2点は意味合いが違ってきますが、管理の適正化なり経営基盤の強化なりということも施策としてはやらないといけないものですから、これも含めて計10の施策の整理をしております。それぞれの施策ごとに目標なり、具体的な施策を提示してございます。

それで最後に、着実に進めるべき施策として第5章を用意してございまして、全体でこういう構成になってございます。

それでは、資料2-2でご説明申し上げたいと思います。主に前回の資料との変更点を中心にご説明させていただければと思います。最初の前書きでございまして、基本的に大きな変更点はございませんが、中段のところで、「下水道は」という書き出しがございまして、「人々の日常生活や社会経済活動を根底から支える、都市の生命維持装置とも言える社会基盤であり」ということで、前回までのいろいろなご意見をいただいた中で、このような表現を使わせていただきたいと思います。

それから、「これからは」というところで地球温暖化の問題、資源・エネルギーの問題、水不足の深刻化の問題という環境負荷の少ない持続可能な循環型社会構築が求められているということをご指摘いただきたいと思います。さらに、健全な水・物質循環系の構築の要請もあるというところを書き加えさせていただいてございます。

以上のことを考慮いたしまして、最終的には安全で快適な社会と良好な環境の形成に貢献するという大きな転換にするべき時期に来ているという問題意識に立っていただきまして、委員会として提言をいただくという形の前書きにしてございます。

それでは、3ページをお願いいたします。ここは第2章で、先ほど申し上げましたとおり、基本的な課題認識という章になってまいります。最初の1段落は、これまでの下水道の成果なりを簡単に総括したところでございます。今後は、抱えている課題を残しているものもございまして、新たな課題もありますので、先ほど申し上げましたとおり、「現下の下水道整備上の課題」と「ストック管理の視点でみた課題」、「人口減少社会への移行に伴う課題」、「新たな環境問題への貢献に係る課題」と分類をして、この中に現状なりの具体的な数値を加味しながら、課題の整理ということで行ってまいりました。もちろん大都市と中小都市では、それぞれ課題の重さなり重要性、緊急性は変わってまいりますので、そういうことは十分留意する必要があるということを書き加えてございます。

それでは、最初に、「現下の下水道整備上の課題」でございますが、従前、小見出しをつけておりませんでした。例えば、【汚水処理施設の未普及】とできるだけ小見出しをつけて、視覚的にわかりやすいように工夫をさせていただきました。汚水処理施設の未普及という課題がまず1番目に掲げてございます。これはご承知のとおり、都道府県が汚水処理の基本構想、都道府県構想と言ってございますが、これを定めておきまして、下水道のみならず、いろいろな生活排水処理施設で整備を進めてきてございます。全国的には今81%の水準に達しているということ。

それから、下の段にいきますと、下水道で見るとどうかと考えますと、下水道の処理人口普及率として69%でございます。しかしながら、地方中核都市の郊外部とか中小市町村においては、大都市と比べますと、ここは普及の格差がございますので、未普及地域が多く残されているという問題点を課題として掲げてございます。

4ページでございます。「集中豪雨の頻発と浸水被害の拡大」ということで、課題整理をいたしました。17年度末の都市浸水の対策達成率は、5年に1回の頻度で発生する豪雨に対して、安全度を確保している区域の計画区域に占める割合でございますが、これは現在53%でございます。これは客観的な事実でございます。しかしながら、都市の急速な発展等で、流出形態等が変化していますし、最近では地球温暖化に起因するような計画規模を上回る豪雨もありますので、甚大な浸水被害が発生しているというようなことを課題として掲げてございます。

それから、「水質改善が進まない閉鎖性水域」ということで、例えば三大湾、東京湾、伊勢湾、大阪湾でございますが、あるいは湖沼等の閉鎖性水域におきまして、赤潮なり青潮なりの富栄養化現象というものが発生しております。これは水産業、生態系、景観に大きな影響をもたらしているということ、それから、飲み水として異臭味被害が及んでございまして、統計的には450万人に及んでいるという数字を掲げてございます。こういう閉鎖性水域の問題があるということが課題としてございます。

それから、「合流式下水道の機能的弱点」という課題を整理してございますが、40年ごろまでに整備に着手した大都市では、ほとんど合流式を採用してございまして、現在、その都市数は191都市で、処理人口ベースに換算しますと約3割を占めてございます。ご承知のとおり、合流式であれば一定の雨天時、これは3ミリないし5ミリぐらいの降雨に達しますと、未処理汚水と一緒に出てくるという弱点がございます。これが公衆衛生上あるいは環境保全上の障害となっているという課題でございます。

それから、「第2節でストック管理の視点でみた課題」、これはストックが整備の推進によって、かなり蓄積をしてきてございます。数字で申し上げますと、管路総延長からすると38万キロ、下水処理場で2,000カ所に上ってございます。当然、老朽化が顕在化してきているというわけでございます。特に管路施設が破損いたしまして、道路陥没事故が発生しているという問題が大都市を中心に起こってございますが、17年度のデータでいきますと、6,000件余発生しているといったことでございます。今後は、こういうものを着実に改善して、機能の継続的な保持を図っていく必要がある、施設の適正な維持更新を図っていく必要があるということを踏まえながら、老朽化施設の拡大という課題を整理していただきました。

それから、地震に対する下水道施設の脆弱性という課題整理をしてございます。例示として、兵庫県南部地震から新潟県中越地震、最近起こりました能登半島地震、各地で地震が発生して、いずれも震度6弱以上発生し、都市規模によって若干差異はございますが、下水道施設も広範な被害にあっています。今まで東海地方を中心に危険箇所だという言い方をされてございましたが、こうしてみると、全国どこでも発生しておかしくない状況がございます。しかしながら、下水道施設の8割以上がまだ耐震性能が不十分でありまして、地震が発生した場合の水洗トイレの使用不能等の現象が起こりますので、施設の耐震化を急いでいく必要がある、そういう課題をここでまとめております。

6ページにまいりますと、「人口減少社会への移行に伴う課題」でございまして、これはどちらかといいますと、社会情勢の変化等を中心として見た場合の課題整理という形になってございます。まず、本格的な人口減少・高齢化社会の到来ということで、我が国全体も17年度から人口減少局面に移行したと言われてございますし、特に中小市町村では、今後、その傾向が大きくなっていくものと見込まれております。そうした中で、都市の構造も変わってくる、コンパクト化されてくるという動きもございまして、当然、生活様式等も変わってくるわけでございます。したがって、機動的な計画の見直しもしないといけませんし、適正な下水道事業の運営がより求められてくる。地域の活性化も忘れてはならない。そういうような課題があるということをここでまとめさせていただきました。

それから、厳しさを増す財源確保でございまして、前回までの議事録を拝見いたしますと、内容の充実というご要望もございましたので、幾つか内容を追加してございます。三位一体改革のところは従前どおりでございまして、「また」以降のところ、下水道の管理に要する費用、これは具体的に申し上げますと、起債を起こしたときの元利償還金とその

他の維持管理費となるわけで、これを補てんするためにいろいろな経費が要るわけですが、下水道使用料も大きなウエートを占めてございます。ただ、使用料で収入確保するということが現在十分でないという認識に立ってございまして、全国ベースで6割程度、それ以外のものは一般会計の基準外の繰り入れによって対応しているという厳しい状況があるということから、経営基盤の強化が求められているという課題として挙げております。今後、人口減少化が進めば、これはより厳しくなってくるものとして考えてございます。

それから、新たな環境問題への貢献に係る課題として、まず1つ、都市化による「水・物質循環系の激変」をあげています。近年、都市化が急激に拡大をしてきたわけございまして、それに伴いまして、遠くでの水資源開発、また下流のほうで汚水を引っ張ってそこで処理をして、河川に大量に水を放出すると。水に伴って物質も移動していますから、水と物質の循環系が変化をしてきていると。

7ページ目に移ってまいります。そういうふうな流域圏で見た場合の変化もある。また都市圏で見た場合におきまして、地表面で雨水の浸透が進んでいないということもありますし、水辺空間も減少している。せせらぎ等が減少していますから、生態系への影響とか、ヒートアイランド現象を助長しているということで、都市において水環境がどうなっているかという、それは悪化しているという問題意識に立ってございます。

下水道は、都市内におきましては、水・物質循環系の重要な構成要素であるということでございますので、今後、健全な水・物質循環系の回復に大きな役割貢献をしていきたいということも最後のほうで触れております。

それから、「地球温暖化の進行と資源・エネルギー問題の深刻化」でございますが、これもできるだけ表現を、直近のデータも踏まえて、客観的な書きぶりするように努めました。大量の資源・エネルギー消費に伴う温室効果ガスの発生があり、地球温暖化が進行しているというのは、いろいろなところでニュースになっております。事実を申し上げますと、京都議定書が平成9年、国内におきましては、環境基本法、循環型社会形成推進基本法が制定されておりますし、国を挙げて温室効果ガス発生量を何とかしよう、そして持続可能な循環型社会をつくっていこうという方向には動いてございます。最近の例でいきますと、IPCCの第1、第2作業部会の報告書が出されてございまして、さらに地球温暖化が、これは人為的な原因であって、予想以上に進むであろうということも言われてございますし、そういうことを含めまして、国際的な重要課題となっていると我々は認識したい

と思います。抜本的な対策は、省資源・省エネルギーを徹底することと、資源・エネルギーのリサイクルを可能な限り行うということで、下水道が担う役割は大変高いものがありますし、それを強化していきたいということを含めて、これを課題として挙げてまいります。

8 ページ以降、3 章に入りますが、先ほど申し上げましたとおり、こういう課題認識を踏まえまして、これからの下水道政策の基本的な考え方、第 1 節は政策転換の方向性ということで、そのベクトルを明確化したいと考えてございます。政策転換に当たりましては、現下の多くの課題を解決しないとイケませんし、これからの社会状況や環境変化に対処してやっついていかないとイケない。もちろん、大都市や中小都市においては、それぞれの課題の重みの差があるということは当然でございますが、地域全体を見ましても地球環境の変化があり、そして、全国的な財政緊縮化という大きな流れ、これまでとは違う大きな状況変化がある中で、下水道としては、効率的、重点的な事業展開のために、新たな政策転換が求められております。

中段以降にまいりますと、資源・エネルギーの大量消費の結果の地球温暖化であるとするれば、それが人間生活や生態系に影響をもたらしているわけでありますから、人間がつくったシステムでこの影響を少なからず解決していく必要があろうかと考えてございます。

「これらの問題は、」というところに入りますが、地球的規模でいろいろ空間的、時間的に、地球温暖化の問題をはじめといたしまして、それに伴う今後の問題とか、広がりを持って密接に関係しております。解決に向けては消費の抑制、再生可能なものを循環系に戻していくということを基本として、水や物質のフローを循環型に転換していきたい。下水道はそういうことに一番得意な分野ではないかなと思っております。重要な構成要素であるということで、地球的規模で発生しているこれらの問題から、我々、人々の安全を脅かすような問題に対しましては、安全な暮らしの実現やより良好な環境を創造していくという方向に転換していく必要があると考えてございます。したがって、括弧書きで書いてございますが、一言で言うと「安全・環境の重視」への転換でございます。

一方、人口減少化の社会が続いていくだろうということで、そういう状況下であっても、良質な下水道サービスの提供であるとか、地域は地域として活力ある暮らしが希求されているわけでございますので、将来にわたって下水道の機能の維持、向上を図っていく必要があるかと思っております。

9 ページ目にまいりますけれども、2 番目の大きな転換の方向性といたしましては、従

来の整備普及を中心としたものから、ストックである施設を適正に管理して、それを担保する経営基盤の強化、管理の中には整備、管理、延命化、改築更新が含まれてまいります。こういう一体化、総合化する管理と、経営基盤の強化をあわせた政策のほうに転換していく必要があると考えてございます。一言で言いますと、「管理・経営の重視」という方向でございます。この2つの柱で下水道政策の転換をご提言いただきたいと思っております。もちろん、なお書きのところ、下水道をはじめとする各種法令の点検、新たな明確化をすべきであると書かせていただいております。

そして、2節で転換の方向性を受けまして、下水道の役割ということでございますが、これも端的に申し上げますと、従来が集めて処理して流すという静脈に当たる機能を担ってきたわけですが、これからは集約すべきもの、処理が可能なものを積極的に回収して再生していく動脈機能を持つことによって、循環システムを発展させていくという考え方を基本とすべきであると考えます。この基本線を堅持しつつ、国民的ニーズであります「安全・安心」「環境」「快適・活力」といったほうにこたえるような役割を下水道は高めていく必要があると考えてございます。

参考資料4に、カラー版で9枚ほどつづつてございますが、その1ページに、同じような趣旨でございます。これは委員長の資料を拝借したものではありませんが、簡単にご説明しておきたいと思っております。これまでの下水道の基本的機能、汚水であれば排除する、雨水であれば、これもまた排除する。汚水は処理をして流していましたが、実は量的にも生活用水の8割が集められております。よく見ると、有機物であるとか燐とか有価物、熱も含めて集まってきているというところでございます。雨水のほうも、豪雨の頻発等があったり、内水被害のリスクが増大しているということがあります。

これからの下水道をこういう状況から見て判断していくと、委員長も言われておりますとおり、動脈機能をあわせ持った循環型社会の基盤への転換というところで、お示しいただいたとおり、こういう形で考え方をまとめているものでございます。

汚水につきましては、集めて処理した水を資源として循環利用できますし、汚水と一緒に流れてきた有機物、有価物、熱を循環利用することもできる。雨水につきましては、豪雨時の雨水、汚れた雨水を集めて排除・処理をすればいいし、きれいな雨水は地下浸透する、あるいは貯留をして循環利用する、そういう多面的な利用ができますので、こういう考え方も含めて動脈機能を、我々もこの報告書のほうで整理をさせていただきました。

本文の9ページに戻らせていただきます。役割の①でございます。安全で安心な暮らし

の実現ということで、小見出しをつけながら、役割がすぐわかるように配慮したつもりでございますが、簡単に説明していきたいと思えます。豪雨による浸水被害の最小化、近年、集中豪雨が増加してございまして、この影響も地球温暖化にあると一部に言われてございます。したがって、内水氾濫による浸水被害の発生防止の強化をする必要があるということ。その1つの手段として、雨水貯留や再利用も含めた水・物質循環系の健全化という観点からやっていく必要がある。それから、下水道だけではなかなか難しいものですから、雨に強いまちづくりを目指して、減災も含めて、被害の最小化を図る必要がある、そういう役割を担っていくということでございます。

それから、地震発生時の機能保持でございまして、今後、東海地震等をはじめとする大規模地震の発生もございまして、能登半島で見たように、各地で発生する危険性があると指摘されております。10ページでございまして、そういうことから、下水道は代替手段のないライフラインである。地震が発生し、被災をしますと、即そのときからトイレが使えないという状態になってまいりまして、トイレが使えないと水分をとらない、水分をとらないと、あるいはエコノミー症候群みたいなものになるかもしれないということで、健康にも直面する課題である。したがって、何とか重要な施設については、機能がダウンしないように確保していく必要がある。脆弱性の強化を図っていく役割があるものと考えてございます。

それから、3つ目でございまして、機能の改善・高度化による水系リスクの低減。このなかの大きな柱は合流式下水道の改善でございまして。これは着実にやっていく役割を我々は負っております。それから、もう1点は、「また」以降に書いてございまして、微生物とか有害物質等も混入してきますから、それが公共用水域とか市民生活にばらまかれないための「最後の砦」という表現をしていますが、そういう下水道の性格をよく認識して、水系の水質面からの広範なリスク低減を図っていく役割があると考えてございます。

それから、②といたしまして、良好な環境の創造。最初に高度処理による閉鎖性水域の水質改善ということで、これは三大湾、湖沼の閉鎖性水域にかかわる富栄養化現象の解決がまず第一歩でございまして。窒素やリンがその原因物質でございまして、今や東京湾なんかを見ますと、下水道を経由して排出されている割合が断トツに多いということもございまして、我々の施設で高度処理をきちんと推進して、流域圏全体の管理をするという視点でもって対応していく役割を有していると考えてございます。

それから、11ページにまいります。水・物質循環系の健全化による良好な水環境の創

出ということで、先ほどから申し上げておりますとおり、水・物質循環系の重要な構成要素である下水道の役割を發揮して、流域圏の水利用の適正化や生態系の保全等の観点から、総合的な取り組みに積極的に貢献していく必要があるのではないかと思います。下水道は主に都市内に普及しており、流域圏と考えますと、広く河川の集水域等がございます。大きな循環の世界の中で都市内を中心とした下水道の世界が点在し、それぞれ相互に関係してございますので、下水道の役割強化によって、最終的には広範な水環境の創出を担っていきたいと思います。

都市化によって失われた水辺空間をあわせて回復し、ヒートアイランド現象の緩和にも貢献をしてみたいと考えてございます。貯留・浸透を進めるとか、処理水の有効活用を進めるとか、いろいろな方法がありますので、それを積極的に活用する役割を負っているものと考えております。

資源・エネルギー活用による循環型社会への貢献ということで、中ほどは地球温暖化防止のために、我々として何ができるか。むしろかなりの寄与ができるのではないかと考えてございます。省エネルギーを徹底して、また汚泥としてバイオマスが集約的に発生をしている、また、都市の排熱も回収している、そのような豊富なポテンシャルがあるということ意識して、あるいは自然エネルギーなんかを処理場で導入することによって、最終的には地球温暖化の防止に大きく貢献できるのではないかと考えてございます。

さらに発展させていきますと、都市・地域内で発生する各種バイオマスの排熱を一体的に取り扱うことによって、より役割を高めて、循環型社会の構築に大きく貢献していくことができるのではないかと。さらには、燐等の貴重資源の回収という技術開発を推進することも考えられると思います。

③といたしまして、快適で活力ある暮らしの実現としてございます。最初は未普及地域の解消でございます。先ほど申し上げましたとおり、汚水処理ベースでいきますと、81%で進捗してございます。今や標準化されつつある公共施設といっても過言ではないと思いますが、残っている地域におきましては未普及でありますから、こういうサービスにあずかれませんか、水環境への影響も大きいという障害が当然残っているわけでございます。

12ページ目にまいりますけれども、そういう観点からして、未普及地域の早期解消を図るという役割が当然あるわけでございます。

それから、活力ある地域づくりへの貢献ということで、2行目に「したがって」と書いていますが、「都市・地域の活力を根底から支える生命線であるという観点に立って」とい

う書きぶりをしてはいますが、1日たりとも休むことのできない公共施設でございます。したがって、効率的な整備と管理の適正化を図っていく必要がある。これが地域づくりの底辺となると考えます。

それから、下水道の持っている処理場であるとか水路であるとか、そういう資産は都市の中においては貴重な空間でございます。これを利用して公園化するとか、せせらぎを回復させていくとか、あるいは環境教育の場として活用するとか、あるいは一部やっておりますが、光ファイバーを敷設して、地域情報化にも貢献していくとか、そういう地域の財産として活用し、活力ある地域づくりに貢献する、こういう役割があるものと考えます。

以上の役割を再評価いたしまして、(3) 施策展開における重要な視点ということで、少し見方を変えて、やり方をこういうふうに変えていったほうが良いという提言をいただきたいと思っております。一言で申し上げますと、従来型の行政中心で引っ張っていくという手法から、地域ぐるみで、しかもきちんと市民に成果が伝わるように効率化、重点化を図っていかうということでございます。それにあわせまして、下水道の事業体系の見直しも行っていきたいという趣旨でございます。

①といたしまして、「多様な主体の参加と協働」ということで、住民等の参加でございます。下水道をよく考えてみると、行政体がつくって、つくりっ放しではなくて、使う段階になってきますと、日常生活に深くかかわってきますので、むしろ住民やNPO、もしくは民間事業者等を含めた共有財産であるという認識をいただきたいなと思っております。したがって、住民等は団体にできれば協力をしていただいて、受益も受けているけれども、排出もしているという意識を持って、一緒に参画をしていただきたいという視点を我々は持ちたいと思っております。

「民間活力の活用」でございますが、現実問題として、現在の維持管理の部分では9割が民間委託をされておりまして、一定のノウハウは活用させていただいております。さらに一層の民間事業者の創意工夫が働くように、インセンティブ等を導入して、官だけではなく民の力も相互に使って連携を強化していく、そういう検討をしていく必要があると考えてございます。ただ、公権力を有しているという点は忘れてはならない視点であろうかと思っております。

民間事業者につきましては、今でも包括的民間委託等が進みつつありますし、PFI事業等も一部行われておりますが、それが一層効率化していくように期待をしているという視点を入れたいと思っております。

それから、国と地方公共団体の役割でございますが、前回の報告書では、地域の最適解とか国の役割とかという書きぶりをしていましたが、それを一緒に合わせまして、「国と地方公共団体の役割」とここでは整理しております。下水道管理者である地方公共団体は、当然のごとく長期的な視点を持って、下水道事業の運営健全化に取り組んでいただきたい。そのためには、地域ニーズを的確に把握して、住民との情報の共有化を図り、合意形成をする仕組みを設けてやっていただきたい、そういう姿勢にきちんと転換していただきたいと思っております。

国はそれをフォローする立場になりますけれども、国家的見地から見て重要なところについては、きちんとした調整をする必要があるかと思っております。そういうことで、技術力の確保ということも大きな課題であり、関与のあり方を検討していく視点が必要だろうと思っております。

それから、2番目の「地域性の重視」でございますけれども、これは前回とほとんど変わりはありませんので、説明のほうはかなり省略しますが、14ページの下の方で「さらに」というところで、ちょっと補足させてもらいたいと思っております。市町村合併等によりまして、行政制約が変わってきましたので、人口減少が起こったり、生活様式の変化が起こったり、処理施設に余裕が生まれる等もありますから、共同化や集約化、施設の余裕を有効に活用するという地域特性に応じた弾力的な事業手法を検討する必要があります。そういう地域の重視の視点をきちんと入れたいと思っております。

それから、15ページの「施策の総合化」でございますけれども、当然、下水道だけでいろいろな課題を解決することは不可能でございますので、他事業との連携が不可欠であります。例えば、流域管理という一面だけをとってみましても、下水道だけでは不可能で、河川事業であるとか、住宅事業であるとか、そういうところと連携しながら、共通の目標を持って施策を展開し、総合的な取り組みを推進する必要があるかと思っております。

取り組みに当たりましては、ハード・ソフトの一体化、住民の参加・協働という視点を忘れないようにしたいと思います。

それから、「事業の重点化」でございますが、これはいろいろ財政的な制約、時間的な制約がある中で解決していかないといけないということで、優先度を明確にして、時間管理概念を持って事業の重点化を図っていく。それには費用と効果の明確な分析も必要でありましょうし、住民との意見交換も必要になってこようかと思っております。最終目的まで時間を要するテーマもたくさんあるわけでございますけれども、そういうものは段階的に目標を

設定して、着実にやっていく方法も必要ではないかと思えます。アウトカム指標を設定して、住民との合意形成を図る取り組みも当然必要になってまいります。

16ページのほうで、「事業体系等の見直し」ということでございますけれども、これは参考資料のほうで最初に見ていただいたほうがいいと思えます。ここでは、流総計画と事業計画を書いています。16ページの最初の流総計画は、前回もお話ししたとおり、段階的な改善目標をきちんと位置づけていきたいということでございます。事業計画のほうは、現行の事業計画と我々が考えている新たな事業計画をここで簡単に示してございますが、現行の事業計画は、主要な施設の配置、構造、能力を決めるということを中心としてございます。新たな計画では、これだけではなくて、改築に関する視点も入れないといけませんし、維持管理に関する計画というものも含めていく。そして、重要になるのは、経営計画も並行的につくっていただいて、これをセットにしたような形で経営が成り立つという姿を目指していきたいと思えます。もちろん住民に公表するときは、この両方で公表していきたいというイメージで、このような事業体系を見直していきたいと考えてございます。16ページまでのご説明を終了させていただきたいと思えます。

17ページ以降は、第4章ということで具体的な施策に入っておりますが、これも前回ご説明した資料と重なる部分が多いので、簡潔にご説明をしたいと思えます。ただ、最初の出だしのところで、書きぶりを少し変更してございます。最初に、施策の考え方の整理の仕方でございますが、ここに書いてあることはすべて国が講ずべき具体施策でございます。それから、特に地方公共団体はと言っていない限りはすべてそうでございます。それから、長期目標というものを定める、中期目標というものを定める、それぞれ20年から30年、そして10年の目標でございますけれども、そういうことを基本として施策の目標を定める。ただ、浸水被害と地震対策については、緊急的に行う必要性がございますから、当面の目標も設定します。地震被害では、逆に長期目標は改築更新の中で達成していかないといけないものですから、あえて定めません。それから、健全な水循環系の構築に始まる幾つかの項目につきましては、着実にやる課題でございますので、そういう目標は設定しないという性格のものであると考えました。

最初の「浸水被害の軽減」でございますけれども、これは先ほど申しましたとおり、総合的な浸水対策へ転換すべきであるということに尽きると思えます。重要なところを重点地区として優先化を図って、重点化をしていく。

それから、18ページにまいりまして、重ねて申し上げますが、公共施設管理者、住民、

民間事業者が連携して雨に強いまちづくりを推進していくということが基本になるかどうかと思います。長期目標は、前回もご説明しましたとおり、ハード、ソフト事業を組み合わせた総合的な対策で既往最大降雨を対象として被害最小化を図っていくということでございます。

中期目標につきましては、重点地区と一般地区に区分いたしまして、地下街であるとか、業務が集積しているところであるとか、常習地区であるとか、そういうところを重点地区として、おおむね10年に1度発生する降雨に対応したハード整備をやっていきたいと考えてございます。一般地区につきましては、おおむね5年に1回発生する降雨に対する安全度の向上を図っていききたい。当面の対応でございますが、これは5年をタームに考えてございますが、ハード対策だけでなく、ソフト、自助を今からやっていかないといけないと思っております。これによって、浸水被害の最小化をとりあえず図っていく。現実問題としてたくさん被害が起こっておりますので、そういうことを目指して取り組みを推進する、着実なハード整備をやっていくということを当面の目標としてございます。

具体のところでございますが、19ページの雨に強いまちづくりの実現というところで、これは地方公共団体の関係部局を含めて、いろいろな団体から構成される協議の場をきちんとつくりましょうということでございます。本日お配りして、番号を振っていませんが、通達文の例示が別の資料であると思っております。国土交通省の官庁営繕部の整備課長から始まりまして、全部で十数課長の連名が入ってございますけれども、こういうふうに「都市における安全の観点からの雨水貯留浸透の推進について」という連名通達を3月30日に発出させていただきました。あくまでも浸水対策からの雨水貯留浸透の推進は自治体の業務でございますが、自治体がきちんと、下水道部局だけではなくて関連するすべての部局が一堂に会して協議の場をつくっていただいて、それをまとめて県なり整備局なりに、それぞれ計画のブラッシュアップをしていくという仕組みづくりをスタートさせたものでございます。一応、そういう動きはしてございます。

それから、19ページの2番目は貯留浸透機能を進めるために構造基準等を明確にしていくこと。それから、宅地等にもそれを広げるために、インセンティブとなる制度の充実に図ること。所有者が変更した場合であっても機能の更新が維持されるような仕組みを検討すること。それから、非常時における円滑な避難の確保ということで、建築物の耐水化とか、地下利用者の誘導ということもあるのですが、内水ハザードマップの策定・公表、地下街管理者への円滑なる情報伝達手法の確立というところを施策として挙げてございま

す。

それから、流域管理の視点に立った広域対策、これは先ほどの参考資料の4ページを開きいただければ、右のほうに広域的な雨水対策の実施の例を書いています。例えば、右と左と比べて、ピンク色のC市の場合、単独の市町村でやるという前提に立ちますと、放流先が確保できないという状況があれば、浸水対応はできないわけでありまして。こういう場合こそB市、C市が協調して、県が事業主体になることもあり得るわけで、広域的な下水道でこういうものに対応するというイメージでございまして。

それから、「地震対策の推進」でございまして、端的に申しますと、時間軸を踏まえた長期的な戦略をやっているということと、耐震化を図る防災対策と、機能復旧を早めるための減災対策を総合的に推進するというのが考え方でございまして。

中期目標は20ページに記載してございまして。地震は人命とか都市機能の壊滅的な被害に結びつきますから、これからは全国的に発生する可能性があり、社会経済活動の中心地域等を重点地区として設定して、そこで管渠のネットワーク化であるとか、基本的な耐震機能を図っていくということが中期目標でございまして。

それから、当面の目標といたしましては、そのような重点地区において、人命保護という観点を最優先にして、最低限有すべき機能を確保する。例えば、最重要防災拠点から処理場を結ぶ管渠の流下能力の確保であるとか、避難路に当たるような路線下、あるいは鉄道の軌道下にある路線下の管路等の耐震化を強化する、処理場においては、少なくとも消毒機能を確保することを目標として掲げてございまして。

具体の施策は、前回もご説明いたしました。事業継続計画をきちんとつくっていきましょうということ。重点地区については、現在の下水道地震対策緊急整備事業の進捗をきちんと図りましょう。それから、下水道施設の被害想定を踏まえまして、社会的な混乱を回避するために、早期回復をしないとイケませんが、ターミナル駅周辺とか病院から排出される、どうしても機能ダウンをしてはならないようなところの排水機能の確保、あるいは帰宅困難者、要援護者対策の強化ということでございまして。

20ページの下の方から、「水系リスクの低減」でございまして。施策の考え方は、合流式下水道の改善であります。それから、下水道へ排出される化学物質等の受け入れ管理の強化であります。それから、水質事故等の緊急時における連携強化でございまして。

長期の目標といたしまして、将来的には合流式下水道は、すべての地域で未処理放流の解消を目指したいと考えてございまして。中期目標は、170都市については25年度まで、

大都市である21都市につきましては、35年までに政令で定める規定を遵守していただくということで改善対策を完了させたいと考えてございます。

具体施策もポツ1、ポツ2は特に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。ポツの3番目、水質事故が発生した場合、これも残念ながら、全国で年間何件か発生してございますが、そういう場合に、利水者等の関係者との連携強化を図る必要が当然でございます。それが円滑に図れるように、国において関係省庁間の連携をきちんと強化し、支援をすること。化学物質の製造者の情報開示を求めるとともに、管理者とリスクコミュニケーションを図れるような仕組みのあり方を検討していきたいと考えてございます。当然、技術開発の面からは、リアルタイムで監視できるような高度な管理システムの構築が必要になってくるものと考えております。

それから、2番目、良好な環境の創造ということで、公共用水域の水質改善。これは端的に言いますと、富栄養化防止のための高度処理の実施でございます。時間が何せかかりますので、段階的な整備水準をきちんと設けて、着実にやっつけよう。それから、三大湾等のような広域重要水域につきましては、役割分担の調整に国が積極的に関与していこう。そういう仕組みをつくって、流域全体の関係者が一体となって事業を推進する必要があるという考え方が基本でございます。

長期目標は、将来的にはすべての水域を対象に高度処理を標準化していく。流総計画上の必要とされているところにつきましては、閉鎖性水域を対象に高度処理機能を概成させるということにしてございます。中期目標は、水道水源となっている指定湖沼に対しまして、高度処理機能を概成させる。それから、三大湾の代表的なベイエリアにつきましては、リーディングプロジェクトを実施していきたい。これが中期目標でございます。

具体の施策も特段変更点はございませんので、説明は割愛をさせていただきます。従来、国家的重要水域という書き方を前回までしていましたが、このペーパーでは、広域重要水域という言葉に変更し、統一をさせていただいてございます。

それから、ポツの4番目でございますが、流総計画上に、先ほど申しましたように、水質改善目標を段階的なものとして位置づける。そして、単に施設をつくるというだけではなくて、既存施設の余裕の活用をしたり、更新時に適宜改善したり、運転操作上のノウハウを高めて、それを工夫するということを総合的に組み合わせて、着実な高度処理を行う仕組みを構築することとしてございます。

健全な水循環系の構築ということで、我々の考え方の基本は、水・物質循環系でござい

ますけれども、施策としては、水に注目した施策が多いのですが、タイトルとしては、健全な水循環系の構築としてございます。端的に申し上げますと、下水処理水を再生利用することによって、あるいは貯留浸透を高めることによって、水辺空間の復元とか、水循環の構築の健全化に努める必要があるというものでございます。

24ページへまいります。具体的な施策でございますけれども、雨水や処理水を活用して、それぞれ水辺の再生なり地下水涵養をやっというところでございまして、住民、関係行政機関、それぞれ役割分担を調整する場を設置して、ビジョンの共有化を図っていく。また、計画段階から住民の参画をお願いするというところでございます。

それから、貯留浸透機能を有する排水設備の整備を促進する。先ほどの浸水対策のところでもありましたけれども、これも水質保全上は有効に働いてまいります。参考資料のカラー版の3ページをごらんいただきますと、イメージとして、これは雨に強いまちづくりのテーマになってございます。先ほどのこともちょっと思い出していただいて、同じような趣旨でございますので説明いたします。地域全体で貯留浸透に努めれば、下水道だけではなく、公園で貯留浸透、官庁施設、民間の施設でも協力をいただいて、学校や各戸でもそれぞれそういうことによれば、浸水も防げますし、地下水涵養等によって、良好な水環境形成を図れるというイメージでございます。右のほうは戸建て住宅でも可能であるというふうに、浸透マスとか、そういうものをつくることによって可能にするというところでございます。

それから、③の資源・エネルギー循環の形成にまいりたいと思います。端的に申し上げますと、下水道の有する資源回収・供給機能を駆使して、エネルギーポテンシャルの有効利用を図っていく、下水処理場はエネルギーの自立化を図っていく、各種バイオマスの一体的な活用等を図っていくというところでございます。

長期の目標と中期の目標を25ページに掲げてございます。これは前回、目標提示はしてございませんでした。今回、改めて長期、中期の目標提示をしてございます。長期の目標は、すべての下水処理場においてエネルギー自立化を図っていく、そして、その余力をもって地域へのエネルギー供給、有用資源の回収を目指す、これを長期的な目標にしたいと思います。

中期の目標でございますが、昨今、重要性を帯びているCO₂対策に有効に対応する必要があるということで、省エネ等を推進するのは当然でございますけれども、CO₂、温室効果ガス排出削減目標を設定して削減を図る、そしてエネルギー自立度を高める、これを

中期の目標に考えておきたいと思います。

具体の施策でございますけれども、最初に民間事業者のノウハウを最大限に活用しているということでございます。前回の報告書では、規制緩和云々という表現を使ってございましたが、むしろより積極的に考えまして、法的位置づけを明確化するという表現に変えてございます。それから、ポツ2は、PFI事業等を活用しまして、民間事業者のノウハウを活用しているということでございます。

参考資料の5ページに少しイメージ化したものがございます。民間ノウハウの活用による資源・エネルギー循環の推進ということになってございます。これはPFI事業をこうしたらどうだろうかというイメージでございますが、例えば、現状のイメージは、地方公共団体がPFI事業者と契約を結びまして、彼らが建設をし、それを移管してサービスを提供してもらうような形で、国の補助金は地方公共団体に入る。現行のPFI事業上の手続の煩雑さ等の課題は同時に抱えております。

新しいイメージでございますが、こちらはPFI事業者の裁量、守備範囲を多少広めにとりまして、彼らが、例えば炭化炉なんかで、炭化汚泥を民間会社に燃料として供給するというプロジェクトまで認めることができると考えています。内容としては、国が直接、民間事業者、PFI事業者に何か支援できる方法はないのか、こういうイメージのもとで、細かい検討をこれから進めようとしているところでございます。

そういうことを考えまして、25ページの一番下でございますけれども、ディスプレイの導入に関しましては、導入条件を明確化して、構造基準等の策定を進めていきたいと考えてございます。

26ページでございますけれども、省エネ・CO₂削減対策。これは下水道管理者みずから積極的にやってもらわないといけません、評価システムの開発・導入を図りたいと思います。そして、ポツ2のところでも述べておりますが、省エネ技術情報の体系化をする。それが進むように、省エネラベリング制度等の制度を導入するといったところでございます。

3節で、快適で活力ある暮らしの実現。最初に「公衆衛生の向上と生活環境の改善」ということで、施策の考え方の骨子は、未普及地域の早期解消でございます。地方都市の郊外部であるとか、中小市町村でこういうところは多く残しておりますが、そういうところであっても、市街化の進んでいる地域、あるいは水質保全上重要な地域がございます。そういうところは、できるだけ下水道の重点的な整備によってカバーをしていきたいと考え

てございます。それ以外のところにつきましては、各種整備手法と連携を深めつつ、地方の裁量性に委ねていくところがあるかと思えます。

なお書きで書いてございますが、生活環境の改善という観点からではなく、公共用水域に、水質保全に十分寄与しているという公益性、公共性をきちんと評価して、判断すべきであることを追加してございます。

長期の目標でございますが、汚水処理施設については、従来はナショナルミニマムという言葉を使っていましたが、ほとんどの住民に享受されるべき生活基盤であるという認識に変わりはないと思ってございますので、連携強化を図りまして、全国的な概成を目指したいと思えます。あえて100%という数字は使いませんでした。

中期の目標でございますが、これは市街地とか水質保全上重要な地域、下水道の効果が一番発現される地域については、27ページに書いてございますが、10年間で整備を概成したいということを目標にしたいと思えます。

具体の施策でございますけれども、例えばポツ1のところは、重点地区において10年間で整備を概成しようということで、我々は事務的には10年概成プロジェクトだとか、今、いろいろ言うてございます。参考資料の先ほどのカラー版でいくと、6ページでその辺の関連するところ、タイトルは、市町村が策定する「未普及解消10箇年計画（仮）」に対して、重点的な支援と書いていますが、そういうイメージを考えてございます。

それから当然、弾力的な計画の見直しというのも必要になってまいりますので、ポツの2個目、3個目をあわせていきますと、最適な汚水処理計画を地方の裁量でもってつくっていく、そして、それができたものについては、関係省庁が連携して支援をしていこう、そのためには、当然、住民参加も必要になってくるということをやったてございます。今、開いていただいている参考資料の6ページの下のほうで、市町村最適汚水処理計画（仮）の策定のイメージ図がかいてございますけれども、例えば、従来の汚水処理計画の大きな枠があって、ブルーでございますが整備済区域、そして、これから整備する予定区域、黄色のところがあるとして、それを淡々とやるのではなくて、人口動態等が動いてございますので、新たな汚水処理計画として、これからやるところは計画区域を見直してもいいでしょうし、分散処理区みたいなものをつくってみてもいい。それから、浄化槽で個別対応していけば良い地域も当然あるだろうということで、広い意味で連携強化を図っていくイメージで我々はおります。そのための機動的な計画の見直しもやっていきたいと考えてございます。

それから、ポツの4個目に社会実験をやっていききたい。これは低コストを実現するためでございますが、社会実験の例といたしまして、6ページのプレハブ式膜分離活性汚泥法の採用と書いてございますけれども、流量調整池とか水処理とか、ユニット化したものをそれぞれの能力に応じて必要数を持っていけば、こういうユニットは工場生産できますから、人口減少にも対応できますし、コストダウンも図れるのではないかなと今考えてございます。検討中でございます。

ポツの最後、地域特性を十分踏まえて各污水处理施設の遠隔監視等をやりまして、汚泥の集約・再資源化を進めていきたい。あるいは機能停止した場合のし尿の受け入れの融通を図る。地方公共団体が合併したことによりまして、抱えている施設がたくさんある。それは一元的な取り組みによって合理化が図れるということがありますので、関係省庁と連携を深めながら、取り組みに積極的に支援をしてまいりたいと思います。これは、本日はご出席されていませんが、佐々木委員からご指摘があったところでございます。

それから、27ページの下段のほうで、活力ある暮らしの実現ということで、これも地域の創意工夫をきちんと活かそうということで、定住促進なり観光振興なり、地域づくりの視点でやっていきましょう。それから、大都市においては、道路陥没があるようでは、国際都市としての名が廃れますので、国際競争力が確保された魅力ある都市づくりという観点から見ると、潤い創出のようなことも下水道は積極的にやっていましょうというようなことを書いてございます。

それから、地域興しですから、住民の方の理解と協力と協働も必要でございますし、実際に動いていただく方、担い手人材の育成というものも必要ではないかなと考えてございます。

28ページでございますけれども、魅力ある地域づくりということで、地域の創意工夫を活かした下水道の整備なり、資源利用なり、施設利用をやっていこう。国際競争力の確保の観点からも同様でございます。

ポツ2のほうでは、地域の人々の交流の場ともなる良好な水辺空間を創出しよう。せせらぎに処理水等で水を戻しますと、すぐそこは人が群がるような場所になります。そこが地域興しの原点になるということで、積極的に支援をしていきたいと思います。

それから、多目的利用をする場合の手続の簡素化。ポツの4個目は、下水道施設を利用して環境教育をしてはどうか。処理場を体験学習の場として活用するというのも支援していききたいと思います。それから、以下2つのポツは前回も申しておりますので、説明は

省略させていただきます。

それから、事業の継続性の確保ということで、まず、管理の適正化。これは端的に言いますと、新規整備、維持管理、延命化、改築更新を体系的にとらえて、既存ストックをきちんと活かしていきつつ、継続性、持続性を確保しよう。それが結果的には費用の最小化、平準化につながる。その手法といたしまして、ストックマネジメントの導入をしていく必要があるという趣旨でございます。特に、老朽化した管路破損による道路陥没等が起こっております。そのためには点検をきちんとやるという仕組みもつくらないといけませんし、未然防止のための措置も必要であろうかと思えます。

それから、民間委託を進めるということも当然必要でございますが、それを進めつつ、地方公共団体側、管理者側の評価をするための技術力も維持する必要があるということでございます。

具体の施策の最初のストックの管理でございますが、先ほども申し上げましたとおり、新たな事業計画をつくりましょう。それから、予算の平準化、ライフサイクルの最小化をするために、ストックマネジメント手法の体系化を図りましょうということが中心でございます。

管路施設につきましては、地中でなかなか目につきにくい、劣化状況を把握しにくいというのがございますから、技術的には難しい部分がございます。公的機関におきまして、材料選定から工法等を含めた一元的な試験・評価をするあり方を検討したいと思えます。それから、新たな維持管理基準の策定。最後に鉄道とか国道の下のようなところに入っている管渠は破損した場合の社会的影響度が大きいわけでございますので、定期的な点検・調査を実施して、老朽化の影響が未然に防止できるように、改築更新をきちんとやる支援のあり方を検討したいと思えます。

29ページが一番下に、民間活力の活用と技術力の確保ということで、維持管理を効率化するために民間の方のお知恵を十分おかりしたい。今も、包括的民間委託であるとかをやっております。課題になるのがどうしても契約の中身でありまして、責任分担の問題、リスク分担の問題、そしてそれを監督・評価するあり方の問題でありますので、それは十分検討していきたいと思えます。

それから、下水道管理者側の技術力の確保というのも大きな問題であります。自前でできなければ、外部機関である日本下水道事業団等の技術支援も活用する。今後の退職技術者の活用もきちんと考えましょうということを提言としていただきたいと思います。

2番目、経営基盤の強化でございますが、端的に申し上げますと、経営の計画性・合理性の向上でございます。定量的に分析できるようなシステムを導入して、これを図りたい。そうすることによりまして、歳入歳出の両面において経営基盤の強化に結びつけたいと思います。しかも、合併等の影響もありまして、施設数も増えていきますから、維持管理の公域化というものが大きな課題になってこようかと思っております。

それから、経営上は住民の方から、使用者から使用料はいただかないといけませんし、そのためには接続も向上しないといけないということもございまして、住民の理解を得ることは不可欠でございますので、そのためには、業績指標を公表したり、情報開示をしたりして、透明性の向上を図っていきましょう。それから、中小市町村に行きますと、そうはいつでももともとは小さな財源規模の中で、コスト的には割高になるような環境の中でやっているというところがありますから、下のほうの3行目に書いてございますけれども、「下水道の有する多様な役割に関する受益と負担の関係を踏まえた財源確保」のあり方、さらにはこれから人口減少がありますから、使用料は減少していくでしょう。そういう構造的な問題もありますので、将来的な負担のあり方については、きちんと議論を深めていく必要があるというご提言にさせていただきたいと思っております。

30ページの下のほうで、広域化、共同化の推進、それにインセンティブを与える支援制度の準備、使用料水準の設定、排水設備の接続の徹底に対する支援ということ掲げてございます。

経営の計画性・透明性のところでございまして、先程申し上げましたとおり、すべての管理者に対しまして、経営計画の策定を求めたいと思っております。ポツ2は再掲でございますので、省略いたします。そして、適切なフォローアップを当然やらないといけないものですから、接続率が低迷を続けている箇所につきましては、健全化に向けた取り組みの指導なり助言を強化していく必要があるかと思っております。それから、経営の計画性・透明性の向上、1つには企業会計方式が重要なアイテムになると思っておりますので、その導入の意義、必要性、手法等を広く周知していく必要がある、そういう施策をやりたいと思っております。

32ページ、第5章になります。これは3つのポイントからなります。1つは執行体制の確保と支援体制の強化。どうしても管理者側に執行体制はきちんと整備していただかないと困るという問題がございます。現実問題としては、団塊の世代がどんどん職場を離れているということがありますので、その技術の継承なり水準低下を招かないような対応をしないといけないという情勢に迫られております。一方で、厳しい財政状況を背景にスリ

ム化をしろという要請もありますので、どう折り合いをつけていくか、難しいところがございます。1つの選択肢といたしましては、広域的な技術支援体制のあり方を構築すること、民間機関と公的機関の連携のあり方、あるいは日本下水道事業団等の業務範囲の見直しによる支援強化等を検討していく必要があるかと思えます。

「また」のところは、ご指摘もいただいたところでございますが、大規模災害発生時等の緊急時において、国の主導的な役割を強めていく必要があるのではないのか。そういう関与の仕組みについては、十分検討していく必要があるというご提言をいただきたいと思えます。

2番目の新技術開発・導入の推進でございますけれども、効率化、低コスト化を図らないといけません。地球温暖化防止等の有用な技術開発を進める必要が特に国際的にも国家的にもあろうかと思えます。したがって、国がどうしても主導的にならざるを得ない部分がありますので、導入時期とか市場規模を明確にしていくことによって役割を果たしたいと思えます。

33ページでございますけれども、国がやるだけということでも不十分でございますので、行政、その他の研究機関、民間事業者が共通の認識を持って、連携して取り組むということが重要ではないかと思えます。

それから、特に地球温暖化防止とか、資源回収とか広く国民に利害が及ぶ分野につきましては、国がその技術開発を主導的にリードすべきであると思えます。そして、民間事業者が開発されたものを、一定の技術評価をするわけでございますが、実用化に至るプロセスの適正化・合理化に努めてまいりたいと思えます。ハードのみならず、ソフトのものについても積極的に進めていく必要があるかと思えます。

最後でございますけれども、国際協力の推進ということで、世界水準を有する民間事業者はたくさんございますので、積極的な国際展開ができるように支援をしてまいりたいと思えます。それから、開発途上国への技術移転につきましても、支援プロジェクトの企画立案を行うなどをして、国としての役割を果たしていきたいと思えます。

すいません、長くなりました。以上で終わります。

○委員長 ありがとうございます。なかなか非常によくまとまってきたと思いますが、あとの時間を使いまして、委員の先生方から、それぞれまた改めて忌憚のないご意見をいただければ、ありがたいと思えます。どうぞ、いかがでしょうか。今から30分前後ぐらいは十分使える時間があると思えますので、よろしく願います。いかがでしょう

か。どうぞ。

○A委員 ほんとうに大変よくまとめていただいていると思います。私が申し上げた健全な水循環系、あるいは健全な水・物質循環系の使い分けとか、流域管理の視点も水質問題と浸水対策の上に施策の総合化という意味でも入れていただいて、そういうことも含めて、全体が今の説明を聞いていると非常にわかりやすくなっています。長期目標とか中期目標を入れているのは、今度が初めてですか。

○事務局 前回も入っていました。

○A委員 未接続の問題について経営基盤の強化のところから出てきます。これは下水道の本来の役割を果たす上でも非常に重要なので、汚水処理施設の未普及で接続の問題はあげておいた方が良いと思います。私がかかわっている印旛沼あたりでも、普及していても1割とかそれ以上の未普及があつて、結構、それは水環境に影響があるという評価は出てくるわけです。地域によっていろいろあると書いてありますけれども、課題としては、経営強化だけではなくて、汚水処理施設の未普及の最後のあたり、未接続という言葉を使用しなくてもいいけれども、そういう課題があるということも挙げておいたらいかがでしょうかというのが私の感想です。

それからもう1つの質問は、連名の通達ですが、通達を出した先はわかるのだけれども、だれが出して、どういう効果が期待されるのかということをお教えいただければと思います。

○事務局 ご質問にお答えしたいと思います。この通達の効果ですけれども、実は、ここに11のセクションの名前を書いているのですが、それぞれのセクションごとに雨水浸透に対する補助制度を設けています。今までは部局が縦割りで、それぞれが自分のところだけ考えて取り組みをやっていましたので、この連名通達を出すことによって、市町村でまとまった対応をお願いしたいと考えております。そして、市町村ごとに全体の計画をつくってくださいと。その中に含まれる通常の所管の、例えば住宅であるとか、道路だとか、そういう施設が含まれていれば、それぞれの部局が全部補助制度をもって応援しますということをお改めして通知をして、総合的な取り組みを誘導していこうということを進めているということでございます。

○事務局 それから、先ほど接続の問題のご指摘がございましたけれども、我々が今ここで認識している未接続は、供用開始がされている地域であつて接続されていない方がいることの問題を問題視しています。先生が言われているのは未普及、またはこれから普及す

るところですか。

○A委員 実際に同じだけれども、それは経営の観点からだけではなくて、まさに水質改善、本来の下水道の役割としても未接続は問題なので、どこかに書いた方が良いと考えました。

○事務局 確かに未接続による水質保全上の問題もあります。

○A委員 水質保全の問題のほうも非常に重要なので、未普及のところの一番後あたりに、普及していても未接続の問題があるんだということを書かれたらどうかということです。

○事務局 先生がおっしゃるとおりでして、未普及の問題というのは経営だけではなくて、まさに下水道の目的達成のために必要な条件でもありますので、前段のほうにも、入れる場所を工夫し、記入したいと思います。

○委員長 いかがでしょうか、ほかには。今の点は非常に1つのポイントですね。ほかにはどうでしょうか。どうぞ。

○B専門委員 26ページの汚水処理施設の説明のときに、控えめに概成と書きましたと。20年、30年先ですよ。100%と書いたら、100%と積極的に書くといろいろ問題があるのでしょうか。

○事務局 非常に難しい質問ですね。ここの考え方は住民との合意を前提としています。そのときに、行政が一方的に必ず100%と言い切っていいかどうかというところがあります。だから、そういう点から、言い切らずに、合意形成を図りながら、できるだけ概成の方向でというニュアンスで書いております。

○委員長 そのようなことを考えると、100%と書くとちょっと強過ぎるかもしれません。そんな印象を受けます。ほかはどうでしょうか。

本質的でないのですが、6ページの最初のところですが、人口減少・高齢化社会の到来の1段落目の最後のほうの、この「人口減少・高齢化社会を迎えるなかで、都市構造の改変が進みながら」、そこまではいいと思います。「生活様式や水利用形態にも大きな変化が生じるものと予想されている」。この中身として、人口減少とか高齢化社会を迎えると、水利用形態にどんな変化が生じるかと、何か想定される具体的な変化というのは予想されているのでしょうか。この変化が起きるだろうというのは、何となくある種の既定概念でもって書き込んでいて、少し言葉が走り過ぎるという印象を受けるのでありますが、具体的にどういう水利用形態に変化が生じ、それがわかっているのか。あるといえば当然あるだろうし、お風呂の回数とか、介護の問題とかが水利用の形にかかわるかとか、人が

減ると、確かに使用量自体は減るとは思うのですが、この言葉が先行することは避けたほうが良いと考えるのですが。

○事務局 今、委員長が言われましたとおり、例えば高齢化してくるという前提に立ちますと、水使用量も当然減ってくると思いますし、生活様式といいますと、行動範囲も当然狭まってくるということを念頭に置きながら書いたところでございます。この表現がひとり歩きするといいますか、強過ぎるということであれば、少し修正を試みたいと思います。

○委員長 「大きな」というのが、気になるところです。

○事務局 確たる根拠があって断言しているわけではないのですが、認識として、そういう水の使われ方にも影響を与えるという認識をあえて持つ必要があるのではないかと。というのは今、下水道計画で採用している人口フレームと原単位の問題がございまして、相当変わってきている状況がありますので、技術基準上の措置というのはあるのですが、社会が変わることによって相当変わってきているのではないか、あるいはこれからまだ変わっていくのではないかとということを意識的に表現したかったということです。

○委員長 わかりました。それなら、このままで結構だと思います。

○C臨時委員 29ページのところですが、ストック管理で、下から2つ目の丸ポチのところ、鉄道とか国道等の路線の下に布設してある管路の問題、これは別途、災害対策、地震対策のところでも書かれていて、緊急避難路や軌道の下にある管路の耐震化というのが書かれています。これはこれで結構だと思います。ただ、29ページのところが「改築更新を早急に実施するための支援のあり方について検討する」、このとおりですが、できれば、特に軌道の下を横断するところについては、関係機関と協力をしてやるというのが必要なんじゃないかと。個別に下水道だけが先行するわけにもいかないし、是非そこら辺は意図的に連携をとってやっていただけないかという気がいたします。

もう1点は、これは大したことではないのですが、19ページの真ん中のところなんです。これは耐水の問題で、地下街の話が出てまいります。上から4つ目の丸ポチですが、「建築物の耐水化や適正な地下利用を誘導するため」と書いてありまして、その後に、なお、地下街等に対する云々の確立とともに、地下街管理者の責任を明確化するための措置を強化すると書いてあります。ここで地下街だけに最後のところを限定するのは、やや狭くなっているのではないかと。地下街という言葉の定義をどうとらえるかによるのですが、いわゆる道路下にある地下街をとると、ちょっと狭い、もうちょっと広い地下空間の管理者ということだと思うので、少し工夫されたほうがよろしいのではないのでしょうか。以上

です。

○委員長 いかがでしょうか。

○事務局 ご指摘のとおりだと思いますので、文章を工夫したいと思います。

○委員長 ほかに。はい、どうぞ。

○D委員 この議論に参加させていただいて、いろいろ新しい考え方が相当入っているように思います。私は前から、ナショナルミニマム論でやってきたこの5カ年計画が、21世紀なので、旗印を変えたらいいのではないかとということで、環境系を重視した旗印がいいというふうに意見を申し上げてきたのですけれども、かなりそういうことで評価できるような内容になっているのではないかと思います。

そこで1つだけ質問をさせていただいて、あとは意見を申し上げたいと思います。水循環系です。なかなか難しいところに入り込んでやろうとしていることは大変いいと思いますが、24ページの具体策の中で、丸ポツの3行目に、「住民等及び関係行政機関がそれぞれの役割分担を調整・検討する場を設置し、ビジョンや目標の共有化を図る仕組みを構築する」という表現があります。少し難しいことをこのような表現で補っているのだらうと思うのです。先ほどの通達にもありましたように、雨水の貯留一つをとっても、1つの役所でもこれだけ関係課があることが分ります。しかも、これを拝見していると、だれがリードをとっていくのかわからなくて、みんなで手をつないでやっているというところが、この水循環を本当に実施する際の難しさ、行政的な実施の問題として出てくると思います。

したがって、この原案では、そういう場をつくりなさいというのが審議会の答申になっていますが、これは多分、国交省あてにやれというふうにかかれていてと理解しています。そうすると、例えば雨水をなるべく浸透させるとなれば、農用地も、その保全を都市内でしていくとか、あるいは建築物について、貯留をして雨水は一時的に建築物の地下に貯めておくとかあるいはカーポートも透水性でやっていただくとか、建築基準の問題も出てくるでしょうし、いろいろな形でかかわり合いがある行政機関が多いと思います。したがって、それに対してこの答申が出た暁には、どういうふうな取り組みを考えておられるのかという1点についてお尋ねしたいと思います。審議会の意見だから、ゆっくりやればいいんじゃないとか、反対があつたら進めなくても良いと考えられてはいないと思いますが、それを一度お聞きしてから、私の意見を申し上げたいと思います。

○委員長 それは非常に皆さん聞きたいところだと思います。

○事務局 ご指摘のように、私どもとしましては、下水道部としても健全な水循環系とい

うものを進めていきたいと考えてございます。しかし、下水道部だけではなかなか難しいところもあり、この報告の中で位置づけられましたら、私どもとしても、国レベルで関係する部局と連携して、この仕組みについて枠組みをつくって、地方で実現に向けての支援することを、これから決して手を抜くことなくやっていきたいと考えております。

○A委員 よろしいですか。流域とか地域単位で、実際に水循環系健全化をやる主体ができて、鶴見川なんかは国が市町村を集め、NPOを集め、あるいは印旛沼でもやっていますけれども、千葉県は三つの川でやっている、海老川とか。それは県が中心になっていて、今までは一応河川が流域というのをやっていますから、河川が他の部門へ呼びかけてやってきた。

ところが、水質というのは河川だけで対応できないわけです。それがだんだん、今のよう下水道も水質の面から流域ということをおっしゃっている。それはむしろ、ここより熱意のある地域が実際にあって、そこでは、ここにあるような行政間の連携、NPO、地域、住民というのが連携するような例はできていると思います。むしろそういうところでやるべきで、それを国がちゃんとサポートすることは必要だけでも、これは地域問題ですから、国がリードするのはなかなか難しいと思います。そういうムードをつくるということがおそらくここに書いてあるのだろうと私は理解しています。事例はあるということです。

○D委員 原案は審議会の意見です。一応、文章は事務局が作成したのですが、責任は我々にあると思うのです。その中で関係行政機関と住民と一緒に場をつくれと、検討しなさいというわけですから、どういうふうにやっていくかというのは、だれかが絵をある程度描いて、たたき台をつくって進めないに進まないのではないかと思うのです。それをどういうふうに持っていけるのかというのが、いろいろ難しいような気がするものですから、下水道だけでは多分、とてもできないと思いますが、きちんとしたコアの推進するようなところを、数カ所の部局と相談して進めていったらどうかと私は思います。

○委員長 今のD委員のご発言、例えば具体的にどういう文言というか、国がとか、そういうような形になるものでしょうか。今は河川の流域だから、河川関係が中心になればいいと。下水道なんかの場合は、もう少し住んでいる住宅地というか、その中の個別の地域の問題になってくる。そうすると、まただれが声をかける人になるか、これまた必ずしも単純ではないかもしれません。けれども、結局、最終的には、そういう地域から出てくる雨水の問題をどう処理するかというのは、下水道の分野だろうと直感的には思えるので

すが、そんなことでいいのかな。その辺は、もうちょっと中身は複雑なのですか。

○事務局 先ほどの通達について申し上げますと、実際は、下水道が省内の各課を全部説得して回って、こういう共同の通達を出しましょうと。本日はお配りしていませんけれども、課長補佐の事務連絡というのがありまして、その中で計画をつくってくださいとか、具体的に補助金がこうなっていますよとか全部示した上で、私たちの心としたら、下水道が中心となって自治体でもやってくださいという思いがあります。それが一番現実的だろうと思いますが、それを前面に出し過ぎますと、下水道が全部を支配する、占領しようとしていると逆に反発を招いてしまいまして、そこのところは、基本的にはみんなで一緒にやりましょうと、下水道は一生懸命汗をかきますという形でお示しをしています。多分、今、委員がおっしゃったものも、地域のスケールによって、どれぐらいの大きさの地域を念頭に置くかによって、かなり構成と違いますか、リーダーも変わってくると思いますし、それも地域ごと、ケース・バイ・ケースでいろいろな組み合わせがあっても良いのではないかと思います。私どもは下水関係で、できるだけ汗をかく部分があれば、一生懸命皆さんと一緒にやっていきたいという思いで、こういうふうな表現になっていまして、あとは具体のところ、事務的にどういう形で示していけるのかというのは、これから詰めたいたいと思っています。

○D委員 これは以前から河川のほうで大変困っておられる、豪雨なんかがあったときの都市の中の雨水の排除です。流出係数が昔の状況と全く違ってきますから、すぐ河川に流れ込んでしまう。そうすると、流出係数を都市内で下げていくという努力をするのかというと、そこが難しいから、結局、神田川のようにトンネルを造ったり、あるいは環七のところ一時貯留施設を、そういうふうに行行政だけで何かできることでやらざるを得ないというのが現状だと思います。

でも、一般の市民にかなり理解をいただくような形の政策があるわけです。それは例えば、建物をつくるときの1つの条件で、浸透がしやすいような舗装を使っていただくとか、そういう個人にも負担をしていただくようなことがついてこない、水循環をうまくやろうと、ここに書いてあることを実施に移すというのは、そう簡単にはいかないような気がします。今のお話で言うと、下水道が頑張っここまでやったぞということをおっしゃっている、多少は期待できる部分もあります。実際には、関係部局は大変難しい仕事なので積極的に立ち向かうというより、消極的な仕事の仕方をしているんだけど、だれかがやろうとなると足を引っ張るという問題点がたくさん出てきて、なかなか先へ進まな

くなるということなものですから、この委員会でこの文書が出ていくと、途中でつぶれない限りは、審議会としても、後までどうやっているのかときちんと検証しなくてはいけないと思います。そういう覚悟でやっていただくように、下水道部長に、都市・地域整備局長だけをお願いする話ではないのかもしれませんが、よろしく頑張ってくださいと思います。

○事務局 はい、ありがとうございます。

○委員長 そういう意味で、ここに何かあと一言、その辺のことを書き込む可能性はありますか。

○事務局 部長から大筋のご説明をされたので、我々はその方向で頑張っていくつもりですが、これは審議会の先生方の合意の上で成立する文書でございますので、D委員のご指摘を我々は無視できません。当然、検討せざるを得ませんので、24ページの1番目のポツ1のところの「住民等及び関係行政機関が」というものすごく広いとらまえ方からスタートするのではなくて、もう少し余裕を持たせるような書きぶりを少し研究してみたいと思います。

○D委員 書きぶりを変えてほしいという意見を申し上げているわけではありません。施策を実施する際に、私などの申し上げた意見を忘れないでやっていただきたいという意見です。事前にいただいて読んでいますから、直せという意見ではありません。

○委員長 この際、もうちょっと明確にどこが主体とか。下水道と書かないまでも、だれでもやれるというよりは、もうちょっと地域、流域の大きさとか、さっき部長の言われたようなことで、どこが主体となるのか明確になるように書き込むことは考えられるのでないか。私はどちらかという、書いておかないとまた雲散霧消する可能性のほうが大きくて、もし皆さんのある種のご同意が得られれば、もうちょっと書き込むことに賛成します。

D委員は遠慮される必要はないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○D委員 委員長にお任せします。

○委員長 そうですか、わかりました。どうぞ。

○E専門委員 2つ申し上げたいのですが、これは第2章で基本的認識をきちんととらまえて、第3章でそれに対する基本的な政策の方向性を出して、第4章で具体的な施策に落とし込むという格好で、全体の現状認識その他も、論議をうまいこととらまえてくれているので全体としては良いと思います。ただ、読んでいてちょっと気になりましたのは、1つは、その都度言葉が変わる点です。読んでいてイライラするのは、例えば、第4章の1

0の政策というのは非常に的を射た、いい政策だと思うのですが、例えば環境のところにある「公共用水域の水質改善」というタイトルになっていて、これは何のことを言っているのかなと思ったら、これはその前の基本的認識の中にある「閉鎖性水域の水質改善」のことを言っているのです。僕はもう素直に、そのまま「閉鎖性水域の水質改善」と、「公共用水域の水質改善」なんて言わないで、言葉をあまり広げないほうが、こういう文章はわかりやすいなという感じがします。

同じようなことが例えば、暮らし方のところで、「公衆衛生の向上と生活環境の改善」というのがあります。これは何のことを言っているのかなと思ったら、その前の基本的認識のところでは、さっきから問題になっていた未普及地域の整備の問題を言っているわけです。それで、はっきりそのところもきちんと暮らし方の改善に資するためということで、污水处理施設未普及地域の解消と言ってもらったほうが、素直にぱっと頭に入ります。それは各章ごとに言葉が変わってきているものですから、どういうつながりがあるのかなという感じで、ちょっとイライラしました。これが1つです。

それからもう1点は、第4章の一番下の事業の継続性というこの2つ、ここでは、管理の適正化なんかも、はっきり「適正な下水道ストックの管理」という言葉の中で使っておられますので、そういう言い方にきちんとしたほうが僕はいいと思います。ここで言っているこの2つの視点が、前の3章の基本的政策の中にきちんとうたわれていません。ほかの上の3つのものはうたわれているのですが、事業の継続性が3章できちんとうたわれていないので、僕はここも是非うたって流れをきちんとつくったほうが良いと思います。

と申しますのは、最初の課題認識のところ、ストック管理の視点でみた課題ということで老朽化問題、それから、社会的状況の変化の問題で財源確保の問題、こういう格好で課題認識としては持っているのですが、次の政策の方向性のところではこれを取り上げていない。取り上げないで、むしろいわば行政内部の施策展開における重要な視点という言い方でとらまえているのですが、これは視点が違うと思います。ですから、現状の課題の問題と、それに対する政策認識、そしてさらに施策という格好で、流れがきちんとつながるように組み立てていただいたほうが、読んですっと頭に入るなという感じがしました。以上の2点です。

○委員長 どうでしょうかね。最初のほうは言葉の問題ですね。

○事務局 言葉をあえて統一をしていないところがあります。小見出しで書いてあるところは、その小見出しを見ていただいて、端的に要旨がわかるようなということで表現をさ

せていただいております。かなりポイントを絞った書きぶりをしてしています。施策の方にいきますと、これは過去のこの委員会でもご議論いただいたところであろうとは思いますが、大きくはある程度、広範なことをやるという考え方で施策の名称も議論していただいたと思いますけれども、そういう趣旨で書いています。例えば、公共用水域のところ为重点化されている領域はここということがわかるようにはしており、カラー刷りのペーパーをぱっと見ると、言葉の使い分けをあえてしてしていますので、その辺はあるかと思いますが、そういう趣旨でまとめたということでございます。

それから、管理の適正化と経営基盤の強化の部分につきましては、これもいろいろ考えました。この2つ、管理の適正化と経営基盤の強化というのは、施策の中には含めていますが、下水道が外部に果たしていく役割として書くのが適切であるのかどうかについて悩みました。政策の転換の方向性では、あくまでも下水道によって社会に果たしていく役割ということを考えますと、安全・環境、管理・経営、これは市民、社会に対するということでございますけれども、管理の適正化と経営基盤の強化は、どちらかという下水道の事業者が抱えている課題になりますので、施策としては当然起こさないとはいけませんが、その前段の役割の中では削除させていただいていることを理解頂きたいと思います。

○委員長 どうでしょうね。必ずしも全部が対応していないので、確かにイライラされるところはあるかもしれないけれども、逆にキーワードを使い分けて幅を広げているということも考えられます。閉鎖性というだけではなくて、公共用水域と変えることで、役割を幅広く扱うという意図もあろうかと思えます。ですから、継続性から言うと、後ろのほうも閉鎖性と書いてしまうと、すごく狭い範囲の問題だけに限定される誤解も招く可能性があるもので、その辺は微妙なところのように思います。

○E 専門委員 その辺はご判断に任せます。ただ、事業の問題については、今回のこの報告書の中で非常に今までと違ってきているポイントはそこにあると僕は思っています。それで課題認識としてそのあたりを明確に打ち出して、ストックという問題、老朽化という問題、あるいは今後、人口が減ってきて財政的な危機が訪れてくると。それに対しては本気を出して取り組まないといかんという課題を明快に打ち出したということは、私は非常に大きな成果だと認識しています。そこのところを最初の第2章の課題でもはっきり持ち出しておきながら、その次の政策の基本的な方向性の中に打ち出さないというのは、私は片手落ちだと思います。単なる役割の問題だけではなくて、政策の基本的な考え方なわけですから、そこのところは明確に打ち出したほうがベターではないかなと私は思いました。

○事務局 政策転換の方向性の中に「管理・経営の重視」という1つの柱が入っておりますので、その中には今の委員が言われた概念は入っております。これからの下水道の役割を再整理したときに、この部分が入っていないではないかというご指摘はそのとおりですが、どういうふうな書き方をすればいいか、ちょっと研究させて頂きたいと思います。

○委員長 そうですね。16ページから17ページに行く間に、何か入れることにより、つながりがよくなるかもしれません。一応、課題の基本的考え方の中にそれが入っているということも大事かもしれません。

○F委員 簡単に申し上げますけれども、全体に文章はこだわりの文章という感じがします。それで私もコメントとしましては、先ほどD委員が言われた点のようところが気になっております。書きぶりとしては、国土交通省内のやりとりとか地方の部局との関係はいいんですけども、問題はその先で、自治体がどうするのかという話が、下水道の場合は1つの大きなハードルと思います。これは一度ちゃんと検証されると良いとおいいますが、通達を出して、どのぐらい実現されているのかということです。それが自治事務の場合と法定受託事務の場合と、おそらく機関委任事務時代でも、それほど実施割合は高くないという推測があります。本当にそういうことをやられないと、こういう制度の前提がどうなのかなという気がしております、作文しただけでは全然意味がないので、そこは日本の行政の骨格にかかわるものと感じております。

それで、本文につきまして1点だけ申し上げたいのは、25ページですけれども、民間ノウハウの活用の話で、3行目「民間事業者が参入しやすい環境の構築を検討する」というところですが、ほんとうに積極的にやるということであれば、環境の構築ではなくて条件整備ということが好ましいと思います。企業が入りたいと思うようなことを制度設計するということでしょうし、法的位置づけを明確にするということかはわからないんですけども、指定管理者とかそのようなイメージで下水道法の中に何かに入れるというおつもりでいるのか、そういう理解でいいのかということは、コメントとご質問でございます。

それからあと、関連しまして、参考資料の7ページのほうにも出てきますが、住民参加とか民間と協働してやるような話がいろいろ随所に出てきます。下水道行政の場合は、少しそれなりのカルチャーがあるのかもしれませんが、民間はなめていると大変で、参加していただくのはいいのだけれども、そんなに思うとおりには全然動かないですし、どっちに力があるかという、民間のほうに力があったりすることもあるわけです。その辺のイメージが少しどうかと思うのは、例えば、参考資料の7ページですと、汚水処理計画に

関してですが、民間というとなんか出てくるかというのと、町内会の会合とかというのが出てきまして、町内会なんていうのは民間の中では最も古いタイプの団体ということになりますし、事実上の下部行政機関ということなので、今風に言えば、こういうのを本当に民に入るのかという感じがむしろするところですし、ややそのあたりはイメージが少しずれているとか、一致していないとか、違うのではないかという感じがします。以上です。

○委員長 どうですか。

○事務局 25ページの下から4番目のポツの、「環境の構築」という表現でないほうが、条件的な整備というご指摘もございましたので、それは修文の方向で検討させていただきたいと思います。

○事務局 法律についてでございますけれども、指定管理者は現在でもできるので、むしろそういったことよりも、下水道施設を使っているいろいろな資源・エネルギーの事業をやる場合にいろいろな規制がありますので、それも見直していくというのを考えているところでございます。

○委員長 あまり個別の問題ではなくて、もう少しざっくりした話でこれは書いてあると思います。それから、もう1つの点についてはどうですか。

○事務局 先生のご指摘の点も含めて、これを実際に動かす人は自治体の方になってしまいますので、我々が考えているイメージと自治体の方のイメージが異なり過ぎると、この施策が生きてきません。我々が考えているのは、ほんとうに地域づくりを担う方々、旧態依然とした町内会を別に排除するわけではありませんけれども、そのみではなくて、生き生きとした地域をつくりたいという熱意に燃えている方にきちんと入ってもらって、住民で決めたことは住民できちんと責任持ってやろうよという意識が高まるような形で考えていますので、そういう気持ちが伝わるように努力したいと思いますし、先生の言われた危険性も十分伝わるように努力したいと思います。

○委員長 いかがでしょうか。ちょっとすいませんが、簡単をお願いします。

○G委員 報告書自体は、私はこれで結構だと思いますが、D委員のお話で、この後、どういうふうになっていくのかというところが一番気になります。今後のスケジュールを見させていただきますと、この後は都市計画部会とか出ていて、最終的にどの程度この委員会の報告が重点目標とかといったのに取り込まれるのかというところがポイントになると思います。今の段階で計画部会に提出されている資料と比較しますと、ここの報告書に

は出ているけれども、重点目標とかに必ずしも取り入れていない指標が2つぐらいあって、そういうところはきちんと、私どもをはじめ委員のメンバーがしっかり見ていかなければいけないなと思います。その点もフォローアップをよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、今後のことが今出てきたので、今後の予定を含めてお話してください。

○事務局 今後のスケジュールについてご説明させていただきます。資料3という1枚紙をご覧頂きたいと存じます。本日の報告をご了承いただきましたら、6月7日に都市計画部会が開催の予定になっておりまして、この場で各小委員会からの報告ということで、下水道小委員会として、こういった報告をまとめたということをご報告させていただこうと思っております。

その次は、6月21日の第7回計画部会等が設定されていますけれども、これは次期社会資本整備重点計画の策定につきまして、総論的な取りまとめを行うことにしております。それから、7月12日でございますけれども、この計画部会の取りまとめにつきまして、社会資本整備審議会と交通政策審議会の合同会議に報告するというスケジュールになっております。以下、現時点での想定スケジュールでございますけれども、8月末の予算概算要求、12月末の予算政府原案決定に向けまして、本日ご審議いただきました内容を盛り込みまして、予算なり制度に反映していきたいと考えております。

それから、社会資本整備重点計画につきましては、来年2月ごろに社会資本整備審議会・交通政策審議会に付議いたしまして、さらに計画部会で審議した後、パブリックコメント、都道府県からの意見聴取等を経まして、6月ごろに計画部会を開催しまして、夏ごろに次期社会資本整備重点計画の閣議決定に向かうというスケジュールが想定されているところでございます。今後のスケジュールにつきましては以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。もういいですか、それで、大体集約の方向に今、動き出していると私は思っていますが、H委員、何か一言ありますか。

○H専門委員 非常に小さいコメントを後でお渡しします。

○委員長 それでは、これで一応、今後の計画、スケジュールも含めて、審議を頂きました。この報告書の扱い方についてであります。いろいろご意見をいただきながら、幾つか修正しようかという話が今出ておりました。この辺のことは、こう言うのも口幅ったいようではありますが、私にご一任いただければありがたいと思っております。事務局とも調整しながら詰めさせていただきたいと思っております。ご同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ありがとうございます。それでは、あと事務局と相談させていただいて、この6月7日の都市計画部会への報告をまとめたいと思います。

本当に長い間といいますか、多くの時間を割いていただいて、しかし非常に率直な、あるいは有効なご意見をいただきましてありがとうございました。あとは事務局から、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局 どうもありがとうございました。本日は最後の小委員会でございますので、中島都市・地域整備局長から委員の皆様へ、お礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。

○事務局 本日で7回でございますか、非常に短期間で密度の濃い議論をいただきまして、大変ありがとうございました。私自身は出席率が悪くて、たまに来ても途中でいなくなったり、途中で消えたりしまして大変ご無礼いたしました。不愉快な思いをされたと思いますが、議論は詳細、ちゃんとフォローしてきたつもりでございます。今週で当委員会をはじめまして、公園のほうも、あるいは都市交通・市街地整備とっておりますが、道路特会の部隊のほうも、一応、議論を閉めさせていただきました。これで私どもの都市計画・歴史的風土分科会としては、中心市街地に続いて、都市インフラ3分野の議論を終えたということになりました。先ほどスケジュールの説明がございましたように、社会資本整備重点計画への収れんしているわけでございますが、計画が収れんする以外の部分につきましては、先ほどから事務局も説明しておりますように、来年度以降の予算、制度改正に反映させていきたいと思っております。

当委員会、本当にいろいろな意味で、率直に、私も3つの委員会、いろいろ時間の許す限り出ておりましたが、とにかく最も非常に率直に気持ちよくご意見をいただきまして、そういう意味では、大変大胆な、下水道もいろいろ悩んできたこともあるんでございますけれども、ここで下水道行政も新しい旗を立てるのかなという感じの答申をいただいたという気がします。

あまりここで言い切つてはいけませんけれども、これをちゃんとやろうとすれば、下水道法の抜本改正は不可避であるということをご感させる内容になっておりまして、あとは私がどこまでこなし切れるか、重い宿題をいただいたと思っております。5カ年計画で、5年かけてやればよいということではないと思っておりますので、なるべく早い時期にいただいた宿題をこなせますように、関係課、関係部局とも調整して取り組みたいと思います。今後とも折に触れて、温かく、また厳しくお見守りいただいて、ご指導いただければ

と思います。どうもほんとうに短い期間、集中的な審議をいただきありがとうございました。

○委員長 どうも皆さん、本当にありがとうございました。今、局長から、かなり心強いといえますか、抜本的な下水道法の改正にまで進んでいただけるといふ。新しい下水道の役割というのが、これだけ明快に出せた答申も少なかったのではないかと思っていまして、そういう意味では、皆さん方のご努力がこういう形に実を結んだと思っています。どうぞ、今後ともいろいろな意味でよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。では、これで会は終わらせていただきます。どうも長い間、ありがとうございました。

— 了 —